

平成25年5月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成25年5月10日(金)午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者35名

1番 峯 宏好	2番 玉置 俊裕	3番 山本 芳雄	4番 浅井 洋司
5番 棒引 昭治	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 船本 幸雄	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 田和 芳雄
13番 山下 繁一	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 小山 茂廣
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	
25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英		32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之		35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎		39番 蔭地 明一	

欠席者 24番 原 さだ 31番 岡上 達 34番 中村 洋子
38番 石谷 強

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 11番 小谷 清雅 12番 田和 芳雄

議長

皆さん、こんにちは。5月に入りまして何かと農作業等、梅の出荷も控えて大変お忙しい時期でございますけれども、ご出席をいただきまして有難うございます。また、先月は田辺市にとって市長選、それから市議会議員の選挙がございまして、真砂市長が3期目当選をされてございます。また、市議会議員選挙におきましても定数が4人減という中で28人の立候補がございまして、立候補された現職の皆様方は当選をされ、新人さんも含め22人の新しい市議会議員さんが誕生いたしてございます。今後市制発展のために、また農業の発展のためにご尽力をいただければと、この様に思っておりますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思います。それから一つ残念なお知らせでございますけれども、事務局の方で2年2ヶ月大変事務的にお世話いただきました栗山さんが5月31日、今月末をもって退職されるという事になってございます。非常に残念でございますけれども、大変事務局を助けていただきまして、事務局も助かったと思っております。簡単にご挨拶をいただきたいと思います。

栗山 さつき

皆さんこんにちは。2年間という短い間だったんですけれども、委員の皆さんには大変お世話になりました、有難うございます。至らない点もたくさんあったかと思うんですけども、温かい眼で見守っていただきまして有難うございます。5月末まではまだ一生懸命働かせていただきますのでよろしくお願ひします。有難うございました。

議長

有難うございました。お疲れ様でした。それでは、本日の欠席委員さんですが、24番の原さだ委員さん、31番の岡上達委員さん、34番の中村洋子委員さん、38番の石谷強委員さんの4名の委員さんから欠席の届が

出ております。

それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎

皆様こんにちは、それでは農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定、合意解約のほうから説明させていただきます。1番、
字、田の1, 275㎡、貸人は、借人は、
、合意解約をした日は、平成25年4月25日です。以上、1件報告させていただきます。続きまして利用権設定について説明させていただきます。1番、字、畑の1, 290㎡、貸手は、
、借手は、賃貸借の野菜、1万円の口座払い、期間は平成25年6月1日から平成28年5月31日の新規です。2番、字、畑の1, 018㎡、貸手は、
、借手は、賃貸借のみかん、1万円の口座払い、期間は平成25年6月1日から平成31年5月31日の新規です。3番、字、畑の882㎡、貸手は、
、借手は、賃貸借のみかん、1万円の口座払い、期間は平成25年6月1日から平成31年5月31日の新規です。4番、字、畑の1, 386㎡、貸手は、
、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年6月1日から平成31年6月30日の新規です。5番、字、他1筆、畑の6, 147㎡、貸手は、
、借手は、賃貸借のみかん、収入の1割の持参払い、期間は平成25年6月1日から平成31年5月31日の新規です。6番、字、畑の3, 034㎡、貸手は、
、借手は、賃貸借の梅、5万円の持参払い期間は平成25年6月1日から平成31年5月31日、新規です。7番、字、他1筆、畑の1, 875㎡、貸手は、
、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年6月1日から平成31年6月30日、新規です。8番、字、畑の278㎡、貸手は、
、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年6月1日から平成35年12月31日、新規です。9番、字、他1筆、田の1, 125㎡貸手は、
、借手は、使用貸借の水稻、期間は平成25年6月1日から平成28年10月31日、新規です。10番、字、他1筆、田の1, 752㎡、貸手は、
、借手は、使用貸借の水稻、期間は平成25年6月1日から平成31年10月31日、新規です。11番、字、他5筆、畑の2, 711㎡、貸手は、
、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年6月1日から平成31年6月30日、新規です。12番、字、畑の882㎡、貸手は、
、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年6月1日から平成45年6月30日、新規です。13番、字、他1筆、畑の1, 902㎡、貸手は、
、借手は、使用貸借の梅とみかん、期間は平成

25年6月1日から平成35年7月31日、新規です。14番、字、畑の4, 737㎡、貸手は、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年6月1日から平成31年6月30日、新規です。15番、字、畑の5, 229㎡、貸手は、借手は、賃貸借の梅、1万円持参払い、期間は平成25年7月1日から平成26年6月30日、更新です。16番につきましては、借手のからの申出により、一旦取り下げの要望がありました。17番、字、田の1, 275㎡、借手は、借手は、使用貸借の水稲、期間は平成25年6月1日から平成28年5月31日、新規です。18番、字、田の1, 290㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稲、期間は平成25年6月1日から平成28年5月31日、新規です。19番、字、他6筆、田の2, 796㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稲、期間は平成25年6月1日から平成28年5月31日、新規です。取り下げを除いて合計18件、34筆、39,609㎡、貸手17名、借手14名です。この18件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

- 議長 長 はい。有難うございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議長 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 番 委員 はい、番です。の住まいは、になっていますが、で青年部に入っておりますし、青年就農給付金対象でございます。異議ございません。
- 議長 長 はい、2番。
- 番 委員 番です。2番、3番ですけども、借り手のさんは同じく青年就農給付金獲得者でございます。異議ありません。
- 議長 長 はい、4番
- 番 委員 番です。4番5番6番7番8番まで異議ございません。
- 議長 長 はい、9番。
- 番 委員 番です。さんは高齢でJAの紹介でした。9番異議ございません。
- 議長 長 はい、10番。
- 番 委員 番です。10番について異議ございません。
- 議長 長 はい、11番。
- 番 委員 番です。11番について異議ありません。
- 議長 長 はい、12番。
- 番 委員 番です。これについて異議ありません。
- 議長 長 はい、13番。

議 番 委員 番です。異議ございません。
 議 長 はい、14番。
 議 番 委員 番です。これについても異議ありません。
 議 長 はい、15番。
 議 番 委員 番です。異議ございません。
 議 長 はい、16番は取り下げで17番
 議 番 委員 番です。この物件は 番今日欠席の 番の担当でございますが
 電話がありまして17番18番について異議ないとのこと。
 議 長 はい、19番
 議 番 委員 番です。異議ございません。
 議 長 はい、以上18件異議なしとのことでございます。そのように取り計らっ
 てよろしいでしょうか。
 委員 全員 異議なし。
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
 18番 委員 前にも聞いたかも分からないですけど、収入の1割の支払い方法で、例え
 ば水田であれば米1俵とか分かりやすいですけど、この場合はトラブルの
 可能性が出てくる気がするんですけど、そんな時は市としてどのような対
 応を考えていますか。
 農振課 尾崎 双方の意見で調整と考えていますが、今後は契約時に数字で分かるよう指
 導していきます。
 議 長 他にございませんか。
 議 長 (異議なしの声)
 議 長 はい、有難うございます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本
 日の会議録署名委員に、11番の小谷清雅委員さん、12番の田和芳雄委
 員さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法
 第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号
 農地の形状変更願について、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、
 報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則
 第53条第1項第14号による協議について、報告第3号農地使用貸借契
 約の合意解約による通知について、を上程させていただいてよろしいです
 か。
 委員 全員 異議なし。
 議 長 それではそのようにさせていただきます。それでは議案第1号農地法第3
 条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます
 松平 主査 議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1ページをお願
 いします。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現
 況は畑、面積は1,323㎡、貸人は 、借人は
 、10年間の使用貸借で経営移譲です。これについては、2月に
 一時転用の許可申請が出て、選挙用事務所の用地として一時転用されてい
 ましたが、その使用期間が終了したので、再び農地として後継者の
 に貸し直すというものです。2番、土地の所在は 字 、地
 目は登記簿、現況共に畑で、面積は2,593㎡、他1筆、合計面積は3,

845㎡です。譲渡人は、、譲受人は、、
 売買です。3番、土地の所在は 字、地目は登記簿、現況共に畑、面積は11,199㎡です。譲渡人は、、譲受人は、
 、、贈与です。営農計画書が添付されておまして梅を作られるそうです。4番、土地の所在は 字、地目は登記簿、
 現況共に畑、面積は362㎡、他1筆、合計面積は750㎡です。譲渡人は、
 、、持分2分の1、
 、、持分2分の1、
 譲受人は、
 、、売買で裁判所による競売です。以上4件について書類を審査したところ、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 有難うございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番
 番 委員 はい、 番です。異議ございません。

議 長 はい、2番。
 番 委員 はい、 番です。2番についても異議ございません。兄弟間の売買です。

議 長 はい、3番。
 番 委員 はい、 番です。これは青年就農給付金の件でお母さんから息子さんへの贈与で異議ありません。

議 長 はい、4番。
 番 委員 はい、 番です。競売物件につき異議ございません。

議 長 はい、3条申請4件とも異議なしとのこと。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 2ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は 字、地目は登記簿、現況共に畑、面積は398㎡、譲渡人は、
 、、譲受人は、
 、、使用目的及び規模は、分譲住宅1棟59.62㎡、駐車場338.38㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は平成25年2月12日に除外されています。隣接同意は不要、水利同意はございます。周囲を住宅地に取り囲まれた小集落の農地で、2種農地です。2番、土地の所在は 字、地目は登記簿、現況共に畑、面積は327㎡、貸人は、
 、、借人は、
 、、使用目的及び規模は住宅89㎡、庭園・駐車場238㎡、着工日、工事期間は許可の日より6ヶ月以内、農用地の内外は平成25年2月12日に除外されています。隣接同意、水利同意は共にございます。20年間の使用貸借設定、始末書がありまして内容は、私は転用の許可を得ていないにもかかわらず、上記記載の農地を工事してしまいました。この事については誠に申し訳なく思っております。今後、この様な事がないように厳重に注意致しますので、今回だけは、何卒寛大なる御配慮をお願いします、というものです。中山間地の道路と住宅地に囲まれた小集落の農地で、2種農地です。3番、土地の所在は

字、地目は登記簿、現況共に田、面積は66㎡、譲渡人は、譲受人は、使用目的及び規模は、進入路66㎡、着工日、工事期間は許可の日より3ヵ月以内、農用地の内外は、除外不要です。隣接同意、水利同意は共にございます。農用地除外不要の理由は、県農林水産総務課からの回答で、農振法では水路等の農業改良施設は隣接する用途の区分に従い指定することとなっているため、水路等となった土地も引き続き農振農用地区域内の農地として指定することになる。この水路等には農道、進入路も含まれます、という理由です。水路と山林に囲まれた小集団の農地で、2種農地です。4番、土地の所在は字、地目は登記簿、現況共に畑、面積は9.63㎡、譲渡人は、譲受人は、使用目的及び規模は、進入路9.63㎡、着工日、工事期間は許可の日より3ヵ月以内、農用地の内外は、用途外です。隣接同意、水利同意は共にはございます。この件につきましては、申請地の一部が既に進入路に転用されておりますので、始末書を提出するよう指導しております。道路と住宅地に囲まれた小集団の農地で、2種農地です。5番、土地の所在は字、地目は登記簿、現況共に田、面積は525㎡、他2筆、合計面積は1,169㎡、譲渡人は、譲受人は、使用目的及び規模は資材置場1,169㎡、着工日、工事期間は許可の日より7ヶ月以内、農用地の内外は当初抜き。隣接同意は有、水利同意は不要です。始末書がありまして内容は、この度、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を提出するにあたり、譲受人（転用実行行為者）として、事前に作業を進行させたこと誠に申し訳なく深くお詫びいたします。当該農地の地目は、「田」となっておりますが、深田で作業効率が悪く、長年休耕しておりましたところ、数年前、現所有者が野菜畑に転換するため形状変更の許可を受けて盛り土を始めました。その後、事業不成功のままの状態です。譲渡の話が進み、口約束による売買契約を締結して、その代金全額の支払いを済ませた気安さから、事前着工したことを深く反省しております。これからは、関係法律を遵守してこのようなことのないよう努めます。どうか寛大な処置をお願いいたします、というものです。過疎化の山村区域にある小集落の農地で、2種農地です。6番、土地の所在は字、地目は登記簿、現況共に畑、面積は86㎡、譲渡人は、譲受人は、使用目的及び規模は駐車場1台分86㎡、着工日、工事期間は許可の日より7ヶ月以内、農用地の内外は当初抜き。隣接同意は有、水利同意は不要です。7番、土地の所在は字、地目は登記簿、現況共に畑、面積は70㎡、譲渡人は、譲受人は、使用目的及び規模は桜5本の植林70㎡、着工日、工事期間は許可の日より7ヶ月以内、農用地の内外は当初抜き。隣接同意は有、水利同意は不要です。6番7番のの申請につきましては、今回財団法人から認可地縁団体に移行することに伴い、登記名義と地目を変更するものであります。以上2件は共に過疎化の山村区域にあり高台にある小集落の農地で、第2種農地です。また、申請書、添付書類を

審査しましたとこと、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。5条申請7件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番

6番 委員

6番です。去る5月8日に愛須局長、小倉係長、横尾委員さんと私の4名で現地調査を行いました。当日は、朝方はちょっと肌寒い感じでありましたが、日中は五月晴れといった感じですがすがしい日和でございました。調査案件は5条7件と形状変更2件の計9件です。それでは第5条の1番から説明をいたしたいと思います。1番について、 から へ行く旧道と新道の出会った所の三叉路の角の梅畑で、細長い3角形で北側が太く南側が細い土地で現在11年～12年の盛りの梅の木が植栽されております。埋め立てをすることもなく梅を伐採した後に分譲住宅を建つということで、北側に住宅を建て南側を駐車場にしたい、合併浄化槽は北側の新設道路の排水路に流すという事です。隣接に宅地はございますが農地は無いということで隣接同意は必要なし。水利組合の同意書もございます。何ら異議はないと思います。2番について、 の入口の所で

の本宅が西側にございまして、東側に息子さんの住宅を建つということです。始末書が添付されておりましたが、これは農免道路に沿った北側の角の一部で擁壁をしております。北側に家を建ち合併浄化槽から幅1mの排水路へ排水するという事です。隣接同意書がございます。また、水利組合の同意書もございます。問題はないと思います。3番については、

の から河川沿いに入ったところで、河川沿いの道路からの田まで幅3m長さ18mの進入路を付けたいということでございます。道路の高さから田へスロープで下っていきます。西側は擁壁で東側は土羽ですということ、隣接同意書がございます。また、水利組合の同意書もございます。何ら異議はなかったかと思っております。以上私の説明はここまでです。

議長

続きまして、4番。

19番 委員

19番です。4番ですが、 の の西隣になります。約3坪の小さい三角形の進入路入口を広げるものです。隣接同意はございます。水路がありましたが水利同意がありますので問題はないと思います。5番について、 の件ですが、始末書がありまして、既に埋めていろいろな物が置いてありました。土地としては、真ん中に転用済の土地がありまして、その上下を埋め立てたいという要望でありました。右側に水路がありました。隣接同意書がございます。また、一番下側の土地は沼地のような状況なので仕方がないのかなと気がしました。6番7番について、これは事務局の説明にもありましたように財団法人から認可地縁団体へ移行するための処置でありまして、しかも町内会では農地が持てないという話なので畑から駐車場や山林にして持つということです。隣接同意書がございます。この土地につきましても問題はないと思います。

議長

有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

議 員 委員 番 委員 番 委員 番 委員 番 委員 議 員 局長 議 員 長 議 員 委員 番 委員 議 員 長 議 員 委員 番 委員 議 員 長 議 員 委員 番 委員

番です。1番について異議ございません。

はい、2番。

番です。2番について異議ありません。

はい、3番。

番です。3番につきまして異議ございません。ちょっとお伺いいたしますが除外不要という説明があったのですがそれは用水路並びに進入路は除外不要という解釈でよいのですか。

除外申請が既に出ておりまして、県でチェックを受けたところ農道とか進入路、水路については農業用施設であるという押さえですので除外する必要がない、あくまで農地として農業振興地の農用区域内の農地として指定を続けるということになりますので、除外が不要だと県庁の方から回答がありまして、除外が不要と、申請については取り下げとなっております。

はい、続きまして4番。

番です。4番について異議ございません。

はい、5番。

番です。只今の現地調査委員さんの報告の通り異議ありません。6番7番も続けてよろしいか。

はい、どうぞ。

6番7番についても異議はないのですが、これまでの経緯を少しご説明させていただきます。以前この地域は で7つ大字がありそれを区と呼んでいました。区にはそれぞれお寺があり住職さんが勤めておったわけです。区は多くの財産を保有しておりまして、山林を中心に宅地や農地も持っております。大正 年に当時の が、区が持っている不動産を全部 有としたわけです。昭和 年 月 日にいよいよ に合併するとなった時に 議会で、各区から集めた財産をどうするんなどということになりました。そこで、協議した結果、この は旧民法34条に基づいた公益法人つまり財団法人を設立してそちらの方にこれを含む地域の財産を移したわけなんです。なぜ農地を持っていたかと申しますとお寺さんの住職さんや家族のお米を採る為に農地を持って、檀家の皆さんが耕作してお米をお寺さんに差し出すかたちで農地を持っておったわけなんです。今度、平成18年に百年に一度というくらいの民法の大改正がありまして、勢い公益法人の方も変えなくてはならないようになり、法律が平成18年に制定されましてそれから2年6ヶ月以内に施行期日を政令で定めるということになり、平成20年12月1日から平成25年11月30日までの間に各公益法人は手立てしなさいとなって、財団法人 ができたのですが、法的には特例民法法人となり条件が非常に高いもんですから解散することになりました。財産をどうするかということで、類似する団体に寄付するための受け皿として地縁団体 を設立いたしまして、この度、農地については先程事務局の説明にもありましたように地縁団体は農地を保有することは出来ませんから5条の申請をして桜の木を5本植えたり、あるいは駐車場にして管理したり所有権を移転すると、こうゆう運びになったわけです。以上報告いたしながら異議あ

りません。

議 長 以上7件であります。4番については事務局の説明で始末書の提出を要望していることで現調さんの報告にもなかったのですが事前着工とかいろいろの部分で始末書を要求されたのですね。

19番 委員 はい、既に道になっていました。それで事務局に問い合わせをお願いしますとのことです。

議 長 はい、議案第2号農地法第5条申請7件とも異議なしとのことでございますけども、4番につきましては始末書が事務局へ届き次第許可ということでそれを確認して許可をさせていただきたいと思っております。他の物件につきましては許可相当とのことでそのように取り計らってよろしいですか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地の形状変更願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 4ページをお願いします。議案第3号農地の形状変更願です。1番、土地の所在、 字 、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,196㎡です。申請人は、 、 、変更理由は、盛土して梅畑にしたいということです。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意、水利同意共ございます。2番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に田、面積は255㎡、申請人は 、 、変更理由は盛土して、普通畑にしたいということです。着工日、工事期間は許可の日より6ヶ月内、隣接同意、水利同意共ございます。農地の形状変更願以上2件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見をお願いします。1番

6番 委員 6番です。1番について、 から上へ行った所で、県道より西側に細長い長方形をした田圃でございます。現在は、うすいえんどうが植えられておりまして、大雨の時は一体が浸かるということです。埋立ての高さは県道の高さ1mで回りは30cm逃げで法付けということでございます。異議ないかと思えます。2番については、高速道路の隣接の所にありまして、高速道路に買収された残地で2畝足らずの三角の土地です。北側に道路がございまして、東側に農地が2件ございまして、土羽付けで道の高さ70cmまで埋め、周りは境界から法付けで70cm立ち上げるということで異議はございません。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

番 委員 番です。異議ありません。

議 長 はい、2番。

番 委員 番です。 の物件ですが の人なので異議ありません。

議 長 はい、議案第3号農地の形状変更願2件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのように取り計らいをさせていただきます。

続きまして、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 5ページをお願い申し上げます。議案第4号農地等売渡あっせん申出です。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,470㎡です。作物は梅で10アール当たり収穫量は300kg、希望価格は3百万円です。所有者は 、 です。農地等売渡あっせん申出、以上1件ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議 長 はい、それでは地元委員さん、園地の状況について、ご説明をお願い申し上げます。1番。

番 委員 番です。これは の から へ上がっていく道の途中の畑であります。 の旦那さんが亡くなられた後、 がそのまま作っておったんですけども半分放棄地のような状態で、その土地を隣の青年就農給付金受給者の が耕作してしまっていて、 からその土地を売ってもらえないかと話しがありました。土地としては古いあまり収穫のあがる土地ではなさそうです。

議 長 はい、有難うございます。

議 長 1番についてあっせんする事についてご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではお世話していただくあっせん委員さんを私のほうから指名させていただきますよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは1番は の物件でございますので、只今説明いただきました 委員さん、それから 委員さん、それから隣接でございます 委員さん、3名の方よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議 長 続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 6ページをお願いします。報告第1号農地等売渡あっせん成立です。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に田です。面積は218㎡、他に7筆ございまして合計8筆の合計面積は2,733㎡です。売渡人は 、 、買受人は 、 、成り日は平成25年4月24日、価格は200万円です。あっせん委員さんは 委員さん、 委員さん、 委員さんの3名です。2番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑です。面積は1,269㎡です。売渡人は 、 、買受人は 、 、成り日は平成25年4月25日、価格は600万円です。あっせん委員さんは 委員さん、 委員さん、 委員さんの3名です。農地等売渡あっせん成立以上2件報告申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは地元委員さん、あっせんの顛末について説明をお願い申し上げます。1番

番 委員 番です。この土地はだいが奥地なので隣接の人達に声をかけてみましたら、 さんが欲しいという事で、 で県道の拡幅工事で梅畑

議 長 がかかったので農地を探していたとの事で、お金の方は組合で借金して
 2 番 委員 月々払っていきますという事で、4月24日に成立しました。
 はい、有難うございました。続きまして2番
 議 長 番です。2番のあっせんについて報告をさせていただきます。この物
 議 長 件につきましては の一番下、 に近い所でありまして、形の良い
 議 長 水転の梅畑でございます。最盛期は少し過ぎたぐらいですけども今年もそ
 議 長 れなりに普通になっております。隣接が2人おりまして、まず の認
 議 長 定農業者でもあります さんにあっせんをさせていただきましたと
 議 長 ころ、ハウス栽培も連作障害とか問題があり息子さんも後継者として頑張
 議 長 っているようで、規模拡大も含めて欲しかったんよ、声をかけてくれまし
 議 長 て有難いと喜んでいただきました。 の相場なり、また債務の状況も
 議 長 あり高いけども希望価格500万円と話をしました。その結果、私もあっ
 議 長 せん委員に何回かかかわっておりますけども始めてのことでありまして、
 議 長 さんのこの物件に対しての評価の価格で譲り受けますということ
 議 長 で、希望価格より100万円アップの600万円で譲り受けますと返事を
 議 長 いただきました。なお、今年の梅の手入れは さんがしていますの
 議 長 で梅の収穫後に物件の引渡しということでもあります。 さんは
 議 長 、 ても土地を借りてハウスで野菜栽培をしております。 で
 議 長 もハウス4棟、梅等で7反ほど作っております。そういう事で大変有難い
 議 長 話でございました。
 議 長 報告第1号、1番、2番について、ご意見、ご質問ございませんか。
 6 番 委員 1番の物件の希望価格はどれくらいでしたか。
 議 長 200万円から250万円でした。
 議 長 他にないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。
 議 長 続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協
 議 長 議について、事務局の説明をお願い申し上げます。
 小倉 係長 7ページをお願いします。報告第2号農地法施行規則第53条第1項第1
 議 長 4号による協議です。1番、土地の所在は 字 、地目は登記
 議 長 簿、現況共に畑、面積は公簿4,872㎡の内96㎡、賃貸人は
 議 長 、賃借人は 、賃貸借権を設定し、無線基地局工
 議 長 事として鉄柱1本、機器装置一式を設置します。以上報告申し上げます。
 議 長 報告第2号について、ご意見ご質問ございませんか。
 議 長 (なしの声あり。)
 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、報
 議 長 告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局の説明をお願
 議 長 い申し上げます。
 松平 主査 8ページをお願いします。報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知で
 議 長 す。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿田、現況畑、面
 議 長 積は327㎡、貸人は 、借人は 、使用
 議 長 貸借の合意解約をした日は平成25年3月31日、理由は平成23年9月
 議 長 3日の台風12号災害で被災したため。以上報告申し上げます。
 議 長 報告第3号について、ご意見ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。

議 長 はい、それではその他の案件でございます。4月の県の農業会議に提出をいたしました5条7件、すべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。地籍調査の結果について、事務局から説明申し上げます。

小倉 係長 田辺市中辺路町近露、字日裏の地籍調査の結果について土地対策課から協議があり、地元委員に確認済みであることを報告する。

議 長 はい、只今の中辺路町の地籍調査の関係につきまして、何かご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 はい、ないようでございますので、報告とさせていただきます。

議 長 続きまして、お手元の定例会参考資料について局長の方からご説明をさせていただきます。

愛須 局長 認可地縁団体について説明。4月の定例会でご質問のありました山村振興地域について説明。チラシ和歌山県での「起業」や「農業水産就業」を支援します。について説明。

37番 委員 県の補助金は返さなくてもよいのですか。

愛須 局長 補助金ですので返す必要はないです。

議 長 只今の局長の説明にご質問ございませんか。

議 長 本日予定をしておりました案件についてはすべて終了いたしました。ないようでございますので、本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後 3 時 3 5 分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

1 1 番委員

1 2 番委員

議 長